

第 2 編

医学管理等・ 検査料・画像診断料

公益財団法人 労災保険情報センター

再診時療養指導管理料

920円

再診時に療養上の指導を行った場合に算定

〔食事、日常生活動作、機能回復訓練〕
〔メンタルヘルスに関する指導〕

ポイント①

石綿疾患療養管理料

ポイント②

表に掲げる各管理料等

重複算定不可

例題

異なる傷病について複数の診療科で再診を行い、次のように指導を行った場合

- 6/ 4 整形外科(再診料1,430円)：機能回復
内 科(再診料 720円)：日常生活
- 6/11 整形外科(再診料1,430円)：機能回復
- 6/18 整形外科(再診料1,430円)：機能回復
内 科(再診料 720円)：日常生活

同時に2以上の診療科で再診を行い、
各々指導を行った場合

➡ 再診時療養指導管理料は1回として算定

再診時療養指導管理料

920円 × 3回 = 2,760円

拡充 リハビリテーション情報提供加算

200点

要件

- ◆ 健保点数表の診療情報提供料(Ⅰ)が算定される場合であって、
「労災リハビリテーション実施計画書」を
作成し、傷病労働者の同意を得て
転院の際に 添付した場合
〔**医師** または
医師の指揮管理のもと
理学療法士、作業療法士若しくは**言語聴覚士**が作成

拡充 職場復帰支援・療養指導料

- ア 精神疾患を主傷病とする場合
- イ その他の疾患の場合

要件

- (ア) 主治医又はその指示を受けた看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、公認心理師若しくはソーシャルワーカーが、「指導管理箋」を傷病労働者に交付し、職場復帰のために必要な説明及び指導を行った場合。さらに、高年齢被災労働者(60歳以上)に対して「指導管理箋」を交付した場合には150点を加算できる。

拡充 職場復帰支援・療養指導料

ア 精神疾患を主傷病とする場合

イ その他の疾患の場合

(月 1 回限り 各々 4 回を限度)

要件

(ウ) 主治医又はその指示を受けた看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、公認心理師若しくはソーシャルワーカーが、傷病労働者の同意を得て、当該医療機関に赴いた傷病労働者の所属事業場の事業主と面談の上、職場復帰のために必要な説明及び指導を行い、診療録に当該指導内容の要点を記載した場合

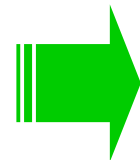
拡充

社会復帰支援指導料

130点（1回限り）

要件

- ◆ 高年齢被災労働者（60歳以上）に対して、別紙様式6の2の指導項目に基づき、個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた具体的な指導

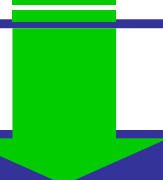


100点 加算

* 算定にあたっては、別紙様式6の2に必要事項を記載して診療録に添付すること。

コンピューター断層撮影料

CT・MRIを
同一月に2回以上行った場合



2回目以降の100分の80
に相当する点数による算定は
適用されない

コンピューター断層診断の特例

225点

他の医療機関でコンピューター断層撮影を実施したフィルムについて診断を行った場合

➡ 再診時についても、月1回に限り算定可

- ※ 他院へ画像撮影を依頼し撮影されたフィルムについて自院または他院で「E203 コンピューター断層診断」を算定できる場合は、当該特例は算定できません。